令和８年度　宮崎県東諸県圏域就労継続支援Ｂ型事業者選考要綱（国富町、綾町対象）

１　目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に定める就労継続支援Ｂ型について、宮崎県障がい福祉計画に基づき、適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、同計画に沿った指定事務を行うための事業者の選考について、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この要綱は国富町、綾町において事業の実施を希望する事業者を対象としたものであり、宮崎市において事業の実施を希望する事業者については、別途宮崎市が定める要綱に基づく対応となる。

２　募集定員数（宮崎東諸県圏域全体）

７９人

３　募集期間

令和８年 11 月９日（月）から令和８年 11 月 27 日（金）まで

４　申請要件

（１）就労継続支援Ｂ型の指定事業者としての要件を満たしている、又は満たす見込みが確実であること

（２）令和９年３月３１日までに指定申請書を提出することができること。

（３）指定申請までに以下の項目を満たしていること

① 条例に定める設備に関する基準が満たされていること

② 人員に関する基準が満たされていること

③ 運営に関する基準を遵守した適正な事業計画であること

５　申請方法

募集期間内に、以下の書類を電子申請システムにて提出すること

・就労継続支援Ｂ型事業所審査申請書（様式１）
・就労継続支援Ｂ型　事業計画書（様式２）
・勤務形態一覧表（様式３）
・収支予算書（福祉事業活動、就労支援事業）（様式４）
・生産活動シート（様式５）
・財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

※決算が確定している直近２期分。ただし、法人設立から２期に満たない場合は、以下の書類を提出すること

決算未了（1 期目）の法人： 設立時貸借対照表、直近の残高試算表

1 期のみ決算済の法人： 第 1 期分の財務諸表、直近の残高試算表

・位置図
・図面（平面図等）（様式６）
・敷地内の建物の配置図（様式７）

６　事業者の選考

（１）選考手順

① 審査申請書等の受理（令和８年１１月２７日まで）

② 書類審査

③ 面談（令和８年１２月～令和９年１月頃を予定）

④ 選考結果の通知

⑤ 選定した事業者による指定（変更）申請（令和９年３月３１日まで）

（２）選考の方法

① 審査は、別添「就労継続支援Ｂ型事業者選考に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき書類審査及び面談により実施する。

② 審査員による書類審査及び面談の結果、合計点数が高い申請者から順に選定事業者とする。

なお、同点となった場合は、事業内容の点数が高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、審査員に意見聴取のうえ、選定する。

③ 選定事業者数は、その定員数の合計が「２　募集定員数（宮崎東諸県圏域全体）」の定員数以上となる最小の数とする。

④ ②で選定事業者となったものが、「４　申請要件」のいずれかを満たさないと判断される場合は、選定を取り消すものとする。

⑤ ④に規定する取消しがあった場合は、選定事業者以外のもののうち合計点数が高い申請者を繰り上げる場合がある。

⑥ 選定後、事業者より辞退の申出があった場合は、選定事業者以外のもののうち合計点数が高い申請者を繰り上げる場合がある。

⑦ ６（１）③に規定する面談については、事業を行う管理者、サービス管理責任者の他直接支援を行う者若しくは指定後それらの職に任ぜられる予定の者の出席を求めるものとする。

⑧ 募集定数に達しない又はその他の事情から選考方法等について変更する必要が生じた場合には審査員及びその所属機関において合議のうえで変更し、事業者に適宜通知するものとする。

７　問い合わせ先

宮崎県福祉保健部障がい福祉課
電話：0985-26-7068
メールアドレス：shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp

（別添）就労継続支援Ｂ型事業者選考に係る評価基準

No.	大項目	小項目	内　容
1	法人	法人・支店の所在地	法人・支店の所在地
2		事業実績	障がい福祉事業、障がい者雇用や障がい福祉分野との連携等の実績
3	事業内容	事業開始理由	事業開始理由、B 型選択の明確さ
4		事業収支計画	収支計画の適切さ、安定経営の見込み
5		利用定員	利用定員の根拠、事業開始時の利用者の見込み
6		生産活動	障がいの特性等に応じた生産活動ほか
7		生産活動収入の見込み	生産活動の安定性
8		苦情・虐待	苦情・虐待への対応
9	送迎	送迎体制	有無及び実施地域、その理由
10	多様な働き方への対応	多様な働き方への対応方針	在宅支援の対応、社会参加を促すための支援
11	作業環境	作業室	作業室の広さ、作業内容や特性に応じた工夫
12	工賃	平均工賃の見込み	利用者への工賃支払額ほか
13	職員配置	職員配置	適切な就労支援に関する職員配置計画
14		福祉専門職員配置	
15		目標工賃達成指導員配置	
16		サービス管理責任者	
17	周辺の整備状況	交通事情等	公共交通機関の整備状況等立地状況
18	運営指導	運営指導等の状況	行政処分・行政指導事項その他苦情、事故報告等の有無及びその対応状況
19	対象者	主たる対象者	特定の有無
20	交流	地域との交流や活動	地域との交流や活動
21	災害	災害の危険及び防災	立地状況を踏まえた災害の危険性及び防災への取組み

※No.18 については、宮崎県又は宮崎市において確認を行うものとする。

附　則

この要綱は、令和８年１１月９日から施行する。